

議 員 派 遣 書

平成 29 年 6 月 27 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 125 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

1 平成 30 年度国予算に対する統一要望

- (1) 派遣目的 平成 30 年度国予算に対する統一要望
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣期間 平成 29 年 7 月 12 日
- (4) 派遣議員 豊村徹也副議長

2 盛岡市議会高校生議会

- (1) 派遣目的 盛岡市議会高校生議会への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 29 年 7 月 27 日
- (4) 派遣議員 議長において決定する 37 名以内の議員

3 平成 30 年度県・国予算に対する統一要望

- (1) 派遣目的 平成 30 年度県・国予算に対する統一要望
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 29 年 7 月 28 日
- (4) 派遣議員 豊村徹也副議長

議員派遣報告書

平成 29 年 6 月 8 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則第 125 条第 1 項ただし書の規定に基づき、議長において次のとおり議員派遣の決定をしたので報告する。

1 盛岡選挙区選出岩手県議会議員に対する統一要望説明

- (1) 派遣目的 盛岡選挙区選出岩手県議会議員に対する統一要望説明
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 29 年 6 月 1 日
- (4) 派遣議員 豊村徹也副議長、宮川寿議員、櫻裕子議員、細川光正議員及び伊達康子議員